

資料 4 0 - 1

郵便約款の変更の認可について

(諮問第 1 1 1 5 号)



(公印及び契印省略)

諮問第1115号  
平成27年7月7日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗

### 諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 高橋 亨)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

## 審査結果

郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

| 審査基準  | 審査結果 | 理由  |
|---|------|---|
| 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること<br>(法第68条第2項第1号)   |      |   |
| この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項  | 適    | 従前と同様の取扱いであり変更はない。  |
| 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項              | 適    | 代金引換郵便物の引受けに関して、日本郵便株式会社が交付する用紙を添えて差し出すことを必須とする旨が定められていることから、適当であると認められる。また、郵便書簡及び第二種郵便物への代金引換の付加の廃止は、他の第一種郵便物へ代替し得ると考えられることから、適当である。その他の事項については、従前と同様の取扱いであり変更はない。 |
| 郵便に関する料金の収受に関する事項                           | 適    | 従前と同様の取扱いであり変更はない。  |
| その他会社の責任に関する事項                              | 適    | 同上。   |
| 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと<br>(法第68条第2項第2号) | 適    | 変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。  |



2015-日郵サ第 31 号  
2015 年 6 月 9 日

総務大臣  
山本 早苗 様

日本郵便株式会社  
代表取締役社長

高橋 亨

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款  
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日  
2015年10月1日
- 3 変更を必要とする理由  
送金事務等に係るコストを削減することにより、引き続き低廉な料金でのサービス提供を行うことができるよう、代金引換郵便物の引換金の送金システムの変更等を内容とする新たな代金引換管理システムを導入するため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

| 現 行   | 改 正   |
|---|---|
| <p>(代金引換の取扱い)</p> <p>第142条 当社は、郵便物を差出人が指定した額の金銭と引換えに名あて人に交付し、その額に相当する金額を差出人に支払う代金引換の取扱いをします。</p> <p>2 代金引換郵便物と引き換えた金銭は、受取人に交付する引換金受領証にはり付ける印紙の金額に相当する金額を差し引いた後、当社が別に定める送金方法のうち、<u>あらかじめ差出人が指定した方法</u>により差出人に送付します。この場合における送金手数料は、差出人が負担するものとします。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(代金引換の取扱い)</p> <p>第142条 当社は、郵便物を差出人が指定した額の金銭と引換えに名あて人に交付し、その額に相当する金額を差出人に支払う代金引換の取扱いをします。</p> <p>2 <u>代金引換とする郵便物</u> (以下「代金引換郵便物」といいます。)と引き換えた金銭は、受取人に交付する引換金受領証にはり付ける印紙の金額に相当する金額を差し引いた後、当社が別に定める送金方法により差出人に送付します。この場合における送金手数料は、差出人が負担するものとします。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>代金引換の取扱いは、次に掲げる郵便物につき、これをします。</u></p> <p>(1) <u>第一種郵便物</u> (郵便書簡を除きます。)</p> <p>(2) <u>第三種郵便物</u></p> <p>(3) <u>第四種郵便物</u></p> |
| <p>(代金引換郵便物の引換金額)</p> <p>第143条 代金引換郵便物の引換金額は、2,000,000円以下とします。ただし、一般書留としないものについては、300,000円以下とします。</p>   | <p>(代金引換郵便物の引換金額)</p> <p>第143条 代金引換郵便物の引換金額は、2,000,000円以下とします。ただし、一般書留としないものについては、300,000円以下とします。</p> <p>(代金引換郵便物の差出方法等)</p> <p><u>第143条の2 代金引換郵便物は、あて名、差出人の氏名及び住所又は居所その他事業所の指示する事項を記載した用紙(事業所において交付するものに限り)を添えて、差し出してください。</u></p> <p><u>2 前項の規定により添えられた用紙の一部は、事業所において、第11条(あて名の記載方法)第1項本文の規定に準じてその郵便物に添付します。</u></p>  |
| <p>(代金引換郵便物の表示)</p> <p>第144条 代金引換郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をし、<u>かつ、その外部に差出人の氏名及び住所又は居所を記載し、又は別に記載して容易にはがれないよう全面を密着させて添付していただきます。</u></p>   | <p>(代金引換郵便物の表示)</p> <p>第144条 代金引換郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。</p> <p><u>附 則(平成※※年※※月※※日 2015-日郵サ第※※※号)</u></p> <p><u>この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。</u></p>   |

# 郵便約款変更の認可について

平成27年7月7日  
総務省

## 第1 郵便約款の認可について

### 1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項を除く。）を定めたもので、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社が、郵便約款を定めることになっている。

※約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

### 2 総務大臣の認可

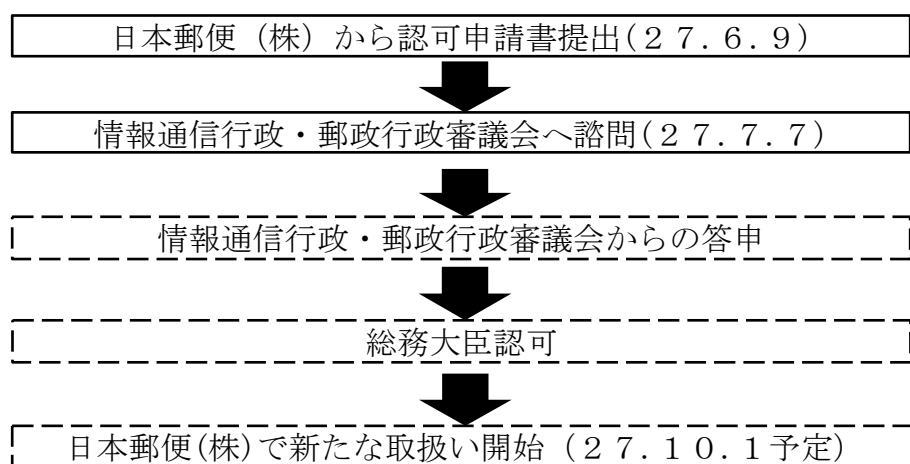
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わること等から、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則、総務大臣への届出制、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第3項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

### 3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。



## 第2 日本郵便株式会社からの申請

### 1 概要

日本郵便株式会社は、代金引換郵便を利用する際に、郵便局で交付するOCR処理に対応したラベルを添えて差し出すことを必須とする取扱いに変更する。また、ラベルよりも小さい郵便書簡及び第二種郵便物への代金引換の取扱いを廃止する。(上記2点は認可に関する内容)

#### 【参考：代金引換郵便の概要】

郵便物の配達又は交付の際に、郵便物と引換えに差出人が指定した代金を受取人から預かり、差出人に送金するサービス。

#### ○引換金額

200万円以下(30万円を超えると一般書留の付加が必要)

#### ○郵便局で預かった引換金の送金方法

差出しの際、予め日本郵便株式会社が定めた送金方法から差出人が指定する方法で送金する。

※認可対象外であるが、今回の約款変更後は、差出人の送金先口座が、これまでゆうちょ銀行のみだったのが、ゆうちょ銀行以外の金融機関にも拡大する。

※約款外であるが、今回の約款変更後は、送金にかかる日数が、1日～4日程度から1日程度に短縮される。また、ゆうちょ銀行口座宛ての送金について、通常払込の取扱いを終了し、電信払込のみとする。

#### ○差出人が負担する主な料金

##### ①代金引換料(郵便料金表で規定：届出料金)

郵便物の料金の他に、260円の特殊取扱料金が必要。

※今回の約款変更に伴う郵便に関する料金の変更はない。

##### ②送金手数料(ゆうちょ銀行で規定)

送金手数料(消費税込)は実費として、送金時に引換金から差し引く。

※約款外であるが、送金手数料の額は、次のとおり。

| 送金方法 | 送金先口座 | 現行    |      | 送金方法 | 送金先口座    | 27.10.1から |      |
|------|-------|-------|------|------|----------|-----------|------|
|      |       | 引換金額  | 料金   |      |          | 引換金額      | 料金   |
| 通常払込 | ゆうちょ  | 5万円未満 | 130円 | 口座振込 | ゆうちょ銀行   | 5万円未満     | 130円 |
|      |       | 5万円以上 | 340円 |      |          | 5万円以上     | 340円 |
| 電信払込 | 銀行    | 5万円未満 | 540円 |      | ゆうちょ銀行以外 | 5万円未満     | 216円 |
|      |       | 5万円以上 | 756円 |      |          | 5万円以上     | 432円 |

### 2 変更する理由

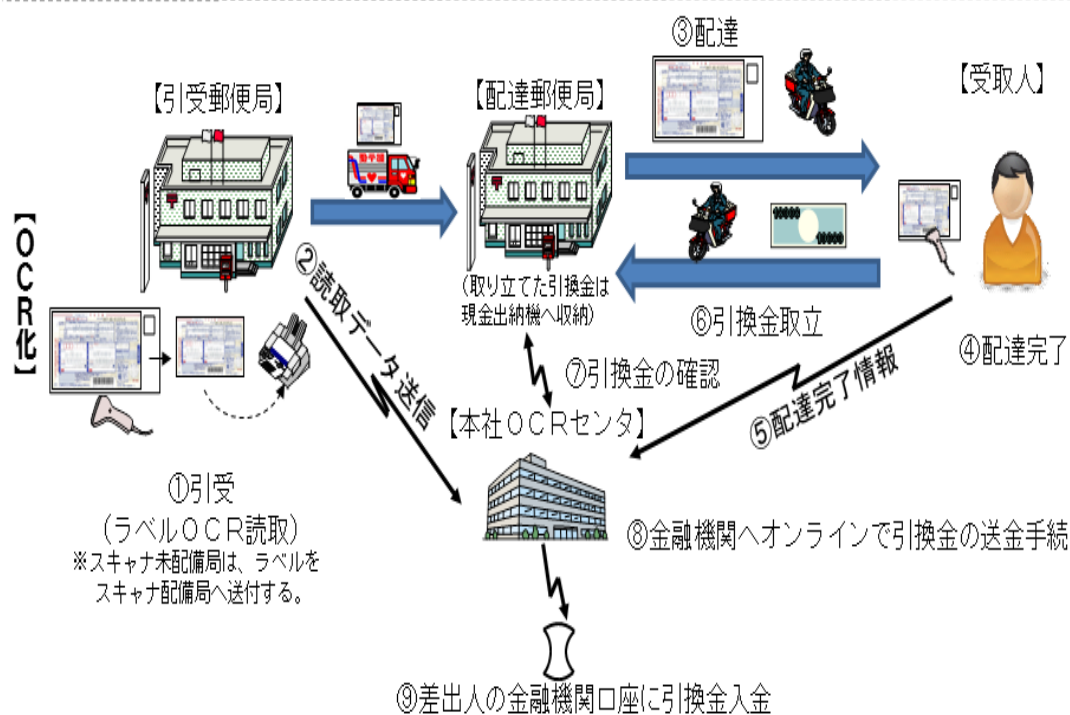
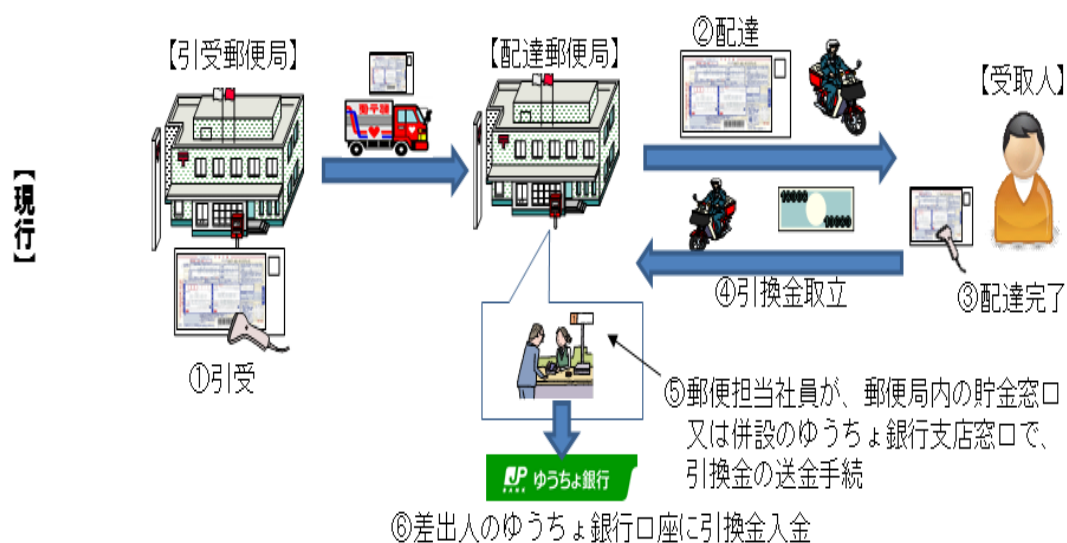
代金引換郵便物の引換金の送金システムの変更等を内容とする新たな代金引換管理システムを導入し、送金事務等に係るコストを削減することにより、引き続き低廉な料金でのサービス提供を行うため。

### 3 実施予定期日

平成27年10月1日(木)



【参考：代金引換郵便の流れ】



【参考：代金引換郵便のラベル等の大きさ】

21.3 cm

11.4 cm

○第二種郵便物

(日本郵便(株)発行の通常葉書)

10 cm

14.8 cm

○郵便書簡

9.2 cm

16.5 cm

### 第3 審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

| 審査基準  | 審査結果 | 理由  |
|---|------|---|
| 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること<br>(法第68条第2項第1号)   |      |   |
| この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項  | 適    | 従前と同様の取扱いであり変更はない。  |
| 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項              | 適    | 代金引換郵便物の引受けに関して、日本郵便株式会社が交付する用紙を添えて差し出すことを必須とする旨が定められていることから、適当であると認められる。また、郵便書簡及び第二種郵便物への代金引換の付加の廃止は、他の第一種郵便物へ代替し得ると考えられることから、適当である。その他の事項については、従前と同様の取扱いであり変更はない。 |
| 郵便に関する料金の収受に関する事項                           | 適    | 従前と同様の取扱いであり変更はない。  |
| その他会社の責任に関する事項                              | 適    | 同上。   |
| 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと<br>(法第68条第2項第2号) | 適    | 変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。  |

# 參考資料

## 1 参照条文

### ○郵便法（昭和22年法律第165号）

#### （郵便約款）

**第六十八条** 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**2** 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

#### （料金等の変更命令）

**第七十一条** 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

#### （審議会等への諮問）

**第七十三条** 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

### ○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成15年政令第83号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。